

令和3年度 賦課金納入のお願い

令和3年4月1日現在で計算した 令和3年度の賦課金通知書を発送いたしました。
徴収期限及び口座振替日は以下の通りです。

徴収期限日：令和3年6月30日(水)
口座振替日*：令和3年6月29日(火)

* 口座振替手数料は
土地改良区が負担

納入方法は、発送しました 賦課金通知書 に 口座振替手続き済み ・ 現金(振込) どちらかの
ハンコを押しておりますので、お手元の 賦課金通知書 をご確認ください。

◎ 現金で納入される方へ(口座振替以外の方)

現在、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、土地改良区窓口での取り扱いを少なくしたいと考えています。できましたら、下記一覧の金融機関へお振込みをお願いいたします。

水上土地改良区 振込先 一覧



	金融機関名	支店名	口座種類	口座番号	口座名義 (フリガナ)
No.1	JAえちご上越	新井	普通	0147039	ミズカミトチカイリョウク 水上土地改良区 リジチョウ トウジョウ シゲル 理事長 東條 茂
No.2	JAえちご上越	板倉	普通	0229940	
No.3	第四北越銀行	新井	普通	0278839	
No.4	ゆうちょ銀行 記号：11260 番号：41301821 名義： <small>ミズカミトチカイリョウク</small> 水上土地改良区(ゆうちょ間振込のみ)				

※振込手数料はご負担ください。JA同支店内のATMでのお振り込みの場合は手数料無料です。

賦課金の延滞金について

新型コロナウイルス感染症の収束が見えないことから、昨年に引き続き令和3年度賦課金の延滞金は減免いたします。

番水について

昨年は大雪でしたが、笹ヶ峰ダムの貯水量は平年以下となっており、今後の梅雨時の降雨状況によっては一番大切な出穂期に水不足となることが懸念されています。水不足となった際は、関係機関と協議し番水を実施するかどうか決定します。番水を行う際には、早急に皆様にお知らせいたします。

農地の権利移動・組合員の変更は土地改良区へお届けください。

- ① 農地を売買したとき
- ② 地目を変更しようとするとき (土地改良区は登記地目で賦課をかけています)
- ③ 組合員が亡くなった時、組合員を交代したいとき
- ④ 住所、振替口座名義を変更したとき

※関川用水地区事業に伴い受益土地の制限がかかっていますが、やむを得ず農業以外の目的(住宅・商業施設・駐車場等)に農地転用する予定の方も事前にご連絡ください。制限がかかっているため、個人や民間による農振除外・農地転用が認められません。

これはどうなるのかな? と思ったら、まずは土地改良区へご連絡ください。

